

防災ラジオ配布



この一年

1月

- ▷ 清掃工場の受付時間30分延長
- ▷ 「寒の土用丑の日」寒うなぎ供養祭
- ▷ 防災とボランティア体験パーク開催

2月

- ▷ 市ホームページに有料バナー広告掲載開始
- ▷ BSふるさと皆様劇場公開録画
- ▷ 市政懇談会(5会場)
- ▷ 地域包括支援センター特別講演会 小林完吾氏
- ▷ ものづくりフェア2007開催
- ▷ 岡谷市農業シンポジウム

3月

- ▷ 広報おかやに有料広告掲載開始
- ▷ 第1回市議会定例会
- ▷ 国際理解講演会 C.W.ニコル氏
- ▷ 国際交流協会15周年記念「国際交流の集い」
- ▷ ごみ減量シンポジウム
- ▷ 平成18年7月豪雨災害義援金配分終了・支援金支給終了

4月

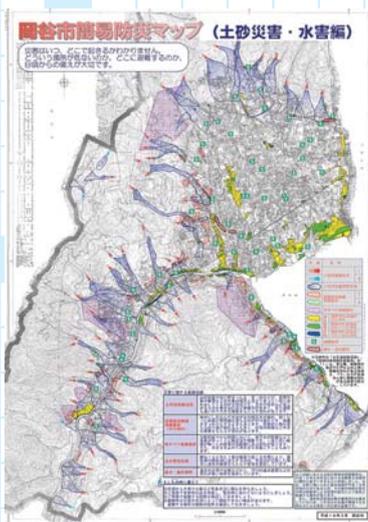
- ▷ 収入役を廃止、初代副市長に竹澤氏が任命される
- ▷ ロマネット利用料金改定
- ▷ 簡易防災マップ配布
- ▷ 岡谷塩嶺病院 最新鋭CT導入
- ▷ 市制施行71周年記念式典
- ▷ 長野県議会議員一般選挙
- ▷ 市営岡谷球場植樹
- ▷ 岡谷市議会議員一般選挙
- ▷ 内山災害関連治山事業完成
- ▷ 市民総参加のまちづくりサロン開催(全9回)
- ▷ 山梨学院大学ともまなび講座「風林火山」(全5回)
- ▷ OKAYAアイスフェスティバル2007
- ▷ 2007シルクフェアinおかや

5月

- ▷ 災害シンポジウム開催
- ▷ 勝弦峠・上の原災害関連治山事業完成
- ▷ 第2回市議会臨時議会
- ▷ 岡谷市防災会議
- ▷ 新病院建設候補地活断層調査
- ▷ 「ともに創る明日の岡谷」学んで提案講座(全9回)
- ▷ 防災ラジオ配布

6月

- ▷ 土砂災害に対する全国統一防災訓練
- ▷ 第3回市議会定例会
- ▷ 景観ワークショップ開催(全5回予定)
- ▷ 第1回市民綱引大会
- ▷ 田中・上の原小学校低学年用プール新設



簡易防災マップ全戸配布

平成19年はみなさんにとってどんな出来事がありましたか。
 風林火山ブームに沸き、昨年の豪雨災害関係の復興・復興工事が進み、新たな市長が誕生しました。岡谷市のこの一年を振り返ってみましょう。



「ともに創る明日の岡谷」学んで提案講座開催

7月

- ▷ 市立岡谷病院 病院モニター会議開催
- ▷ 新病院建設予定地決定
- ▷ 一の沢災害関連治山事業完成
- ▷ 由布姫 あじさい祭
- ▷ 岡谷市観光協会設立30周年記念式典
- ▷ 平成18年7月豪雨災害一周年追悼式
- ▷ うなるソロ10国開催(全4回予定)
- ▷ 参議院議員通常選挙
- ▷ 市役所駐車場に「高齢者運転者優先駐車場マーク」設置

8月

- ▷ 市共用封筒に有料広告掲載開始
- ▷ 市民総参加のまちづくり講演会
- ▷ 岡谷南部中学校北校舎改築工事着手
- ▷ 第38回岡谷太鼓まつり
- ▷ 小田井沢2工区C地災害関連治山事業完成
- ▷ 市民土石流危険渓流現地見学会
- ▷ 青少年健全育成大会

9月

- ▷ 市民アンケート実施
- ▷ 駅南土地区画整理事業完成式典
- ▷ 唐櫃石古墳ヒカリゴケ観察会
- ▷ 湖周地区ごみ処理施設整備事業負担割合決定
- ▷ 防災訓練(モデル地区:西堀区)
- ▷ 湯殿山工場用地分譲調印式
- ▷ マウント・プレザント市から市民訪問団来岡
- ▷ 岡谷市長選挙
- ▷ 旧林家住宅などを「世界遺産」へ申請
- ▷ 栃久保沢災害関連治山事業完成
- ▷ 待張川支川・唐沢川砂防えん堤完成

10月

- ▷ 今井竜五市長初登庁式
- ▷ がんばろうおかやフェスタ2007
- ▷ 第4回市議会定例会
- ▷ 環境セミナー「近年の地球温暖化被害とその対策」
- ▷ 市民健康づくりのつどい
- ▷ 本沢川支川・原沢川2工区砂防えん堤完成

11月

- ▷ 小田井沢川上流植樹
- ▷ 市ホームページリニューアル
- ▷ シルキーチャンネル開局
- ▷ 消防団協力事業所表示制度スタート
- ▷ 志平沢災害関連治山事業完成
- ▷ 日本童画大賞発表
- ▷ 諏訪広域地震防災講演会
- ▷ 三団体合同市政懇談会
- ▷ 旧山一林組製糸事務所・蚕糸博物館収蔵器械などが「近代産業遺産群」に認定される

12月

- ▷ 電子申請サービス開始
- ▷ 民生児童委員委嘱状伝達式
- ▷ 子ども議会
- ▷ 第5回市議会定例会



平成18年7月豪雨災害一周年追悼式
流木による「鎮魂の火」

平成19年

岡谷市

今井竜五新市長初登庁



シルキーチャンネル開局式



旧山一林組製糸事務所などの建造物や蚕糸博物館等資料の15件が「近代産業遺産群」の「製糸産業遺産群」に認定される

個人型市民農園を開設してみませんか!

農地をお持ちの方、こんなことで困っていませんか?



高齡化のため、農地の管理が困難となってきた。

後継者がいないため、農地を維持できない。

耕作放棄地が周囲に迷惑をかけている。

個人で市民農園を開設できるようになりました

特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律の改正により、農地を所有している個人の方も、市民農園（区画貸し農園）を開設することができるようになりました。

個人型市民農園開設のメリット

- 農地を荒らさずに維持できる。
- 農地法の権利移動の許可等が不要
- 小作権関係の規程の除外
- 将来的に自作農地に戻ることができる。
- 一定のルールに基づいて貸し借りが行われるため、貸借条件が明確となる。
- 賃料の設定が自由にできる。



※その他市開設の市民農園と異なり、利用者は同区画を継続的に利用することが可能となります。

貸付の要件

1. 一区画10a未満の貸付で、複数の者を対象に一定のルールに基づいて行われること。
2. 営利を目的としない農産物の栽培であること。
3. 貸付期間が5年を超えないこと。
4. 自己責任において管理運営を行うこと。



内容について具体的に知りたい方は、
お気軽に農林水産課までお問い合わせください。

問合せ…農林水産課 農政担当（内線1486）